

# 公共交通ネットワークを利用したFIT誘致促進事業 企画提案競技 募集要領

## 1 目的

2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックには、観戦や応援のために、多くの外国人観光客が来日することが予想される。このような機会を捉え、本県を周遊・滞在するためのFIT向けプログラムを造成し、旅行会社等に対して、商品化を促していくことが大きな課題である。

このため、県部会員地域（静岡市、浜松市、掛川市）の公共交通機関の割引周遊パスを利用するなどしたFIT向けオプション商品の造成と商品化への働きかけを行うことを目的に下記のとおり事業を実施することとし、事業効果を高めるため、本業務を請負う専門会社等を募集する。

## 2 業務内容等

- (1) 業務名 公共交通ネットワークを利用したFIT誘致促進事業
- (2) 実施主体 東海地区外国人観光客誘致促進協議会静岡県部会（以下、「県部会」という。）
- (3) 契約期間 平成26年7月下旬～平成27年2月下旬(予定)
- (4) 予算上限 1,550千円
- (5) 業務内容

### ア ファムトリップの実施

静岡鉄道、遠州鉄道及び天竜浜名湖鉄道を含む公共交通機関の既存周遊パス等を組合せたモデルコースを造成し、東京からのオプションツアー造成を踏まえた旅行者・メディアを対象としたファムトリップを実施する。

なお、モデルコースには、上記3路線の沿線にある静岡市、浜松市及び掛川市内の観光資源をコースに組入れること。

### イ 県内周遊パス造成の仕組づくりの立案

鉄道会社へのヒアリング等により、県内を周遊する共通パス造成のための課題等を把握する。

### ウ 情報発信

ファムトリップにおいて利用した周遊パスやモデルコースについて、ウェブサイト等のPRツールを活用しての広報活動を実施する。

### エ 商品化への働きかけ

本事業の成果として、招聘した旅行会社に対して、首都圏在住の外国人向けの商品化を働きかけ、その結果を把握する。

## 3 企画参加について

- (1) 企画提案参加申込み

参加を希望する場合は、6月27日(金)までに、その旨及び担当者連絡先を記載した書面を郵送、E-mail、持込みにより下記5へ提出すること。FAXでの提出は認めない。

(2) 企画提案書等の提出先等

提出書類	提出先	提出期限	提出部数	備考
企画提案書	下記 5	平成 26 年 7 月 11 日 (金) 午前中必着	7 部	A4 版で作成、ただし A3 折 込み可 FAX、E-mail での提出不可
見積書				
会社概要				

(3) 企画提案書に記載する事項

ア 業務の内容に関する具体的な企画案

(ア) 商品のコンセプトメイキング

本事業において造成を志向するオプション商品の基本コンセプト、主たるターゲット層を明確にし、その理由を記載すること

(イ) ファムトリップの実施手法等

① 招聘する旅行会社名及びメディア名、その理由を示すこと

② 周遊ルート原案とその理由を示すこと。

③ 活用する既存周遊パスとその概要を記載すること

(ウ) 鉄道会社に対するヒアリング調査方法

ヒアリング項目の原案を示すこと

(オ) 事業執行体制

予定人数、役割分担、各担当者の過去の実績等を記載すること

イ 法人の概要等

(ア) 法人の概要

(イ) 担当者の氏名及び連絡先

ウ 参考見積 (概算) 及びその内訳

本事業に必要な経費をファムトリップの実施、ヒアリング調査と課題把握、情報発信の 3 区分に分けて記載すること。

(4) 質問

質問は下記 5 にて、E-mail にて受け付けます (様式自由)。

ア 受付期間 平成 26 年 6 月 16 日 (月) ~ 7 月 10 日 (木)

イ 回答方法 質問と回答を県文化・観光部 HP に掲載

## 4 審査

(1) 審査基準

審査基準の概要は以下のとおり。

事業の趣旨の理解度、商品コンセプトの妥当性・斬新性、ファムトリップの周遊ルートの訴求力、商品化の可能性や商品コンセプトとの整合性、ヒアリング項目の網羅性、事業執行の確実性等

(2) 審査方法

プレゼンテーション方式によるものとする。

・期日 平成 26 年 7 月 15 日 (火)

・時間 別途通知する。

・会場 別途通知する。

(3) 契約会社等の選定

プレゼンテーションの結果、規定の点数を上回った会社のうち、最優秀の評価を得た会社と契約を行う。審査結果は速やかに通知する。

(4) 留意事項

- ア 企画提案に要した費用は、各社にて負担すること。
- イ 審査結果に関する疑義は一切受け付けない。
- ウ 契約にあたっては、契約金額の範囲内において、企画提案の内容を一部修正することもあり得る。
- エ 適当な企画案がない場合は、中止又はその他の方法によることがある。
- オ 本契約により製作された制作物の著作権は静岡県に帰属することとする。また、特定された提案に係る企画内容については、静岡県以外の者が所有する著作権等に係るものを除き、次年度以降も継続して利用する、或いは今後実施する他の事業において使用する場合があります。

## 5 問合せ先

〒420-8601 静岡市葵区追手町 9-6 静岡県観光振興課国際観光班  
電話 054-221-3684、FAX 054-221-3627、E-mail kankou3@pref.shizuoka.lg.jp

<参考：事務スケジュール>

時 期	内 容	備 考
平成 26 年 6 月 27 日(金)	参加申込み期限	
平成 26 年 6 月 16 日(月)～7 月 10 日(木)	質問受付	
平成 26 年 7 月 11 日(金)正午	企画提案書提出期限	
平成 26 年 7 月 15 日(火)	プレゼンテーション	静岡市内
平成 26 年 7 月 18 日(金)頃	審査結果通知	Eメール
平成 26 年 7 月下旬	契約締結、事業開始	
平成 27 年 2 月下旬	業務終了	